

参考資料

◆ 主な届出

産業廃棄物に関すること

書類	対象	いつ	提出先
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書	マニフェストを交付して産業廃棄物の 処理を行った排出事業者(中間処理業 者を含む。) ※電子マニフェストの場合は報告不要 P22	毎年6月末 まで	廃棄物 対策課
(特別管理)産業廃棄物 事業場外保管届出書 変更届出書・廃止届出書	産業廃棄物が発生する事業場の外にお いて自ら保管する事業所 ※保管に供する面積が300㎡以上である 場所において行われる保管	随時	
PCB廃棄物の保管 及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物 を保管している事業所	毎年6月末 まで	
多量排出事業者 処理計画書・実施状況 報告書	【処理計画】 大分市内の事業場において、前年度の産業廃 棄物の発生量が1,000トン以上、または特別 管理産業廃棄物の発生量が50トン以上であ る事業者 【実施状況報告】 前年度に処理計画書を提出した事業者	毎年6月末 まで	

一般廃棄物に関すること

書類	対象	いつ	提出先
廃棄物管理責任者 選任届	ごみ減量推進事業所(市が指定)	選任(変更) から30日 以内	ごみ減量 推進課
廃棄物減量計画書	ごみ減量推進事業所(市が指定)	毎年5月末 まで	